別表六の一一㈢付表の記載要領第１号(1)中「、第68条の15の４第３項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、「、第68条の15の４第３項又は」を「又は」に改め、同号(2)中「復興産業集積区域等」を「特定復興産業集積区域」に、「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に改め、同号(4)を削り、同号(3)中「。(3)において「平成31年改正法」という。）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の４第３項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）又は平成31年改正法第15条」を「）第15条」に改め、同号(3)を同号(4)とし、同号(2)の次に次のように加える。

(3)　所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号。(3)において「令和３年改正法」という。）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の11第３項（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の13第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の15の４第３項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第68条の15の５第３項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は令和３年改正法第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の２第３項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第25条の２の２第３項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第25条の２の３第３項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定

別表六の一一㈢付表の記載要領第１号(6)を削る。

別表六の一一㈣の表を次のように改める。